

令和 8 年度

一般廃棄物処理実施計画

福岡県直方市

1.目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び直方市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の直方市一般廃棄物処理実施計画を定めるものである。

2.計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3.計画区域

直方市全域

4.一般廃棄物の排出の状況

(1) ごみ

一般廃棄物処理実施計画年度	総数	(上段:収集量(t)・下段:全量に対する割合(%))					
	(伸び率)	可燃	不燃	缶びん	粗大	資源回収	他資源物
3	18,701	16,774	624	257	96	739	211
	1.01	89.7	3.3	1.4	0.5	4.0	1.1
4	18,366	16,529	573	252	91	714	207
	0.98	90.0	3.1	1.4	0.5	3.9	1.1
5	17,782	15,959	566	239	93	725	200
	0.97	89.7	3.2	1.4	0.5	4.1	1.1
6	17,443	15,568	534	220	85	683	353
	0.98	89.3	3.1	1.2	0.4	4.0	2.0
7	17,146	15,358	515	202	117	683	271
	0.98	89.5	3.0	1.1	0.7	4.0	1.6

(2) し尿及び浄化槽汚泥

年度	総数		し尿		浄化槽汚泥	
	処理量	伸び率	処理量	全量に対する割合	処理量	全量に対する割合
	(kℓ)	(前年度比)	(kℓ)	(%)	(kℓ)	(%)
3	50,418	0.98	37,445	74.3	12,973	25.7
4	49,549	0.98	36,041	72.8	13,508	27.2
5	49,171	0.99	35,571	72.3	13,600	27.7
6	48,802	0.99	34,857	71.4	13,945	28.6

7	48,477	0.99	33,652	69.4	14,825	30.6
---	--------	------	--------	------	--------	------

(3) 直方市一般廃棄物処理量の見込み（令和7年度）は、以下のとおりである。

● ごみ

単位:(t)

年度	総数	可燃	不燃	缶びん	粗大	資源回収	他資源物
7	17,094	15,257	523	216	83	670	345

● し尿及び浄化槽汚泥

単位:(kℓ)

年度	総数	し尿	浄化槽汚泥
8	47,992	34,163	13,829

【算定の方法】

過去5年間の収集実績から、割合率、前年比の伸び率、近年の変動等をもとに令和6年度のごみ総量及び各品目別の収集量の見込みを算定した。し尿・浄化槽汚泥についても前年比の伸び率、近年の変動等をもとに算定している。

5.一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

処理区分別 種類別	収集運搬	保管(中間処理) 施設	中間処理	最終処分
もやせるごみ	・指定袋収集/委託 ・ふれあい収集/委託 ・自己搬入 ※事業系は許可	圧縮・保管/委託 (直方市可燃物中継所)	焼却/委託 (北九州市清掃工場)	埋立/委託 (北九州市)
粗大ごみ(可燃)	・事前申込収集/委託 (運び出しは直営) ・自己搬入	破碎・選別・圧縮・保管 /委託 (直方市可燃物中継所)		※焼却灰 一部セメント資源 化/委託 (UBE 三菱セメント (株):菊田町)
もやせないごみ	・指定袋収集/委託 ・ふれあい収集/委託 ・自己搬入	保管/委託 (直方市不燃物中継所)	破袋・選別/委託 (㈱ニシゲン:直方市)	資源化
カン・ビン			破袋・選別/委託 (㈱KARS:北九州市)	※可燃性残渣 (直方市可燃物中継所 へ) ※不燃性残渣 埋立/委託 (㈱大和:中津市)
粗大ごみ(不燃)	・事前申込収集/委託 (運び出しは直営) ・自己搬入	保管/委託 (直方市不燃物中継所)	破碎・選別・焼却/委 託 (北九州市粗大ごみ資源 化センター) 一部売却/入札 (落札業者:直方市)	資源化 埋立/委託 (北九州市) ※焼却灰 一部セメント資源 化/委託 (UBE 三菱セメント (株):菊田町)
刈草・剪定枝・廃木 材	・自己搬入	保管/委託 (直方市不燃物中継所)	破碎/委託 (ホクザイ運輸㈱:北九 州市)	資源化
刈草・剪定枝 (公共工事維持管理分)	・自己搬入		破碎/域外許可 (㈱エー・アール・シー: 小竹町、(株)伝農舎(草	資源化

			のみ)：福智町、福智緑 化建設(株)：福智町、亜 細亜産業(株)：福智町	
--	--	--	--	--

(2) 資源物

種類別	処理区分別	収集運搬	保管施設	委託業者：所在地
あきかん		・校区回収/委託 ・資源回収場所自己搬入 ・常設資源回収	委託 (直方市不燃物中継所)	(有)KARS:北九州市
あきびん				(財)日本容器包装リサイクル協会
ペットボトル				処理:北九州市本城かんびん資源化センター:北九州市
台所用小金属				落札業者:直方市
その他プラスチック				(財)日本容器包装リサイクル協会
古紙類 (新聞・雑誌・ダンボール)		・資源回収場所自己搬入	直営 (直方市循環社会推進課)	(株)ニシゲン:直方市
古紙類 (雑古紙)				九州製紙(株):北九州市
廃蛍光管				(株)ジェイ・リライツ:北九州市
廃乾電池類				
廃水銀製品 (体温計・温度計・血圧計)				
小型電子機器				日本磁力選鉱(株):北九州市
古着				(有)綜合福祉会:直方市
廃食用油				(株)EE Corporation Japan:福岡市
コード類				落札業者:直方市

(3) し尿及び浄化槽汚泥

種類別	処理区分別	収集運搬	中間処理施設
し尿		委託	直営(維持管理委託)

		(直方市汚泥再生処理センター)
浄化槽汚泥	許可	直営(維持管理委託) (直方市汚泥再生処理センター)

6.一般廃棄物収集運搬処理業者(委託)

① ごみ:2 業者

委託業者名	住所	電話番号	収集区域
(株)清々舎	山部 1010	22-3561	市南部
(株)エコシップ	上新入 2995	24-2394	市北部

② 資源物:1 業者

委託業者名	住所	電話番号	収集区域
(有)綜合福祉会	上頓野 2204-93	24-5113	市内全域

③ し尿:2 業者

委託業者名	住所	電話番号	収集区域
(株)清々舎	山部 1010	22-3561	市南部
(株)エコシップ	下新入 496-1	24-1979	市北部

7.一般廃棄物収集運搬処理業者(許可)

① ごみ:6 業者

許可業者名	住所	電話番号	許可台数	種類
(株)ニシゲン	下新入 1924-1	22-5566	14 台	A 類(し尿を除く)
(有)綜合福祉会	上頓野 2204-93	24-5113	6 台	A 類(し尿を除く)
(株)西原商事	湯野原 2-1-1	29-8629	4 台	A 類(し尿を除く)
(有)井原商会	頓野 2191-1	26-3114 0948-23-4979	3 台	A 類(し尿を除く)
(有)アオイ工業	感田 632-8	26-4708 093-618-6803	2 台	A 類(し尿を除く)
(株)長谷川商店	中泉 227-2	24-2424	1 台	B 類(紙くず・木くず)

② 浄化槽汚泥清掃・収集・運搬:2 業者 C 類

許可業者名	住所	電話番号	収集区域
(株)清々舎	山部 1010	22-3561	市内
(株)エコシップ	下新入 496-1	24-1979	市内

8.ごみ処理計画

(1) ごみ処理計画

一般廃棄物排出抑制のため、以下の施策を実施する。

排出抑制のための施策	概要	備考
有料指定ごみ袋の導入	人頭制によるごみ料金の賦課制度から、有料指定ごみ袋制度へ変更。	平成 10 年 2 月より制度開始、平成 12 年 2 月料金変更実施。
教育・啓発	・リサイクル等をテーマとした出前講座の実施。 ・市内幼稚園・保育園を対象に環境講座を実施。 ・市内 11 小学校の 4 年生を対象にごみ問題を中心とした環境教育「ごみのゆくえ」を実施。 ・地球温暖化対策の一環として、自宅や長期休みの学習に活用できるよう、福岡県が作成しているエコチェックシートを紹介する。	市内自治会の公民館を単位としたグループを中心に「ごみ減量とリサイクル」をテーマとした出前講座を実施。
生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度	一般家庭からの生ごみ排出抑制のため、生ごみ処理（堆肥化・減容化）容器等の購入者に対して補助金を交付し、設置の支援・推進を図る。	・土埋式コンポスト補助金額 購入額の 1/2(上限 2,700 円)/台 ・電動・手動式生ごみ処理機補助金額 購入額の 1/2(上限 20,000 円)/台 ・ダンボールコンポスト補助金額 購入額の 1/2(上限 1,000 円)
リサイクル活動団体奨励金交付制度	地域の廃品回収活動に対して奨励金を交付することにより、その活動を支援・推進する。	新聞・雑誌・ダンボール・雑古紙・紙バック・古布・あきかんの 5 品目が対象。 (奨励金単価=5 円/kg)
リサイクル準備金交付制度	地域の廃品回収活動を実施するうえで必要となる資源物のストックヤード等の設置費用を準備金として交付し、その活動を支援・推進する。	交付対象となる施設の利用世帯数が 225 世帯未満まで、50,000 円、以降 150 世帯ごとに 50,000 円ずつ加算。
資源回収事業	あきかん・あきびん(無色、茶色、その他色)・ペットボトル・台所用小金属・その他プラ（容器包装プラスチック）の無料分別収集を実施する。	平成 12 年 2 月 分別収集開始
		平成 13 年 2 月 台所用小金属追加
		平成 19 年 4 月 その他プラ追加
資源拠点回収事業	上記品目及び廃食用油・古着・小型電子機器・廃水銀（乾電池・蛍光灯・水銀使用製品）・古紙（新聞紙・雑誌）・ダンボール・雑古紙・紙バック・コード類の無料回収を行う。 受付日：月・火・木・金・日曜日（祝日を含む。年末年始を除く。） 受付時間：9 時から 16 時まで 受付場所：直方市大字知古 21 番地 1 直方市循環社会推進課敷地内	平成 18 年 8 月 上記品目（その他プラ以外）及び古紙開始
		平成 18 年 10 月 その他プラ追加
		平成 19 年 4 月 廃蛍光灯追加
		平成 20 年 4 月 廃食用油追加
		平成 22 年 4 月 廃乾電池追加
		平成 23 年 4 月 小型電子機器追加
		平成 26 年 10 月 古着追加
		平成 28 年 11 月 水銀使用製品追加
		平成 30 年 4 月 パソコン追加
常設資源回収場所設置補助制度	自治組織等が公民館等に常設の資源回収場所を設置する際に補助を行い、地域での資源回収を促進する。	令和 3 年 12 月 二次電池追加
		令和 7 年 4 月 コード類追加
自己搬入時の資源物搬入抑制	可燃物中継所への自己搬入時には、古紙類については、排出者による自主的な再資源化を促す。	ダンボール等が大量に持ち込まれた場合は、資源化業者への持ち込みを促す。

(2) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

直方市の分別収集の区分と収集の概要は以下のとおりである。

分別の区分			収集回数	収集方式
	もやせるごみ		2 回/週	ステーション方式（有料指定袋） 月・木曜日又は火・金曜日収集
			1 回/週	ふれあい収集（事前登録による 戸別収集・有料指定袋） 水曜日収集
	もやせないごみ		1 回/月	ステーション方式（有料指定袋） ふれあい収集（事前登録による 戸別収集・有料指定袋） 水曜日収集
	粗大ごみ		1 回/週	事前申し込みによる戸別収集 （処理手数料納付券の貼付） 排出者の申請制、水曜日収集 条件付きの運び出し収集（事前 下見あり） （処理手数料納付券の貼付） 排出者の申請制、月～金収集
	カン・ビン		1 回/月	ステーション方式（有料指定袋） ふれあい収集（事前登録による 戸別収集・有料指定袋） 水曜日収集
資 源 物	あきかん		1 回/月	ステーション方式 （メッシュ容器・コンテナ容器 による無料回収）
	あきびん	無色		
		茶色		
		その他の色		
	ペットボトル			
	台所用小金属			
その他プラスチック				

(3) 処理できない廃棄物

廃土、建築廃材、タイヤ、農薬、工業用廃油、コンクリート・石、注射器などの医療
廃棄物、毒物・薬品・農薬、ボイラー、消火器、自動車・二輪車及びその部品、農機具
及び農業用機材の一部 など

(4) 再資源化を委託している事業者に関する基本的事項

品目	委託先等名称	所在地	備考
新聞・雑誌・ダンボール (資源回収場所のみ)	(株)ニシゲン	直方市	資源回収場所に持ち込まれた新聞・雑誌・ダンボールの引取り。 ダンボールは平成 13 年度・雑誌新聞は平成 19 年度より委託。
もやせないごみ (有料指定袋・自己搬入)	(株)ニシゲン	直方市	もやせないごみについて、破袋・選別を行い、金属類・びん等を再資源化。 令和 4 年度より委託。
カン・ビン (有料指定袋・自己搬入)	(有)KARS	北九州市若松区 エコタウン内	有料指定袋「カン・ビン」で排出されたもののリサイクルを請負う。 平成 16 年 8 月より委託。
あきかん (選別缶)	(有)KARS	北九州市若松区 エコタウン内	資源回収にて収集された選別缶のリサイクルを請負う。 平成 16 年 8 月より委託。
刈草・剪定枝・廃木材 (不燃中継所のみ)	ホクザイ運輸(株)	北九州市	不燃物中継所に持ち込まれた刈草・剪定枝・廃木材等の再生処理を委託。 刈草・剪定枝は平成 14 年 6 月・廃木材は令和 6 年 4 月より委託。
古紙類 (資源回収場所分・本庁等排出分)	九州製紙(株)	北九州市	市庁舎等から排出された古紙及び資源回収場所で回収された古紙をトイレットペーパーとして再生。 再生品については市が購入を行う。 平成 19 年度より委託。
廃蛍光管・廃乾電池類 (資源回収場所・本庁)	(株)ジェイ・リライツ	北九州市若松区 エコタウン内	使用済みの蛍光管及び乾電池類のリサイクルを行う。 蛍光管は平成 19 年度・乾電池は平成 22 年度・二次電池は令和 3 年度より委託。
水銀使用製品 (体温計・温度計・血圧計) (資源回収場所・本庁)	(株)ジェイ・リライツ	北九州市若松区 エコタウン内	使用済みの水銀使用製品(体温計・温度計・血圧計)のリサイクルを行う。 平成 29 年度より委託。
廃食用油 (資源回収場所のみ)	(株)EE Corporation Japan	福岡市	使用済みの食用油のリサイクルを行う。 平成 20 年 7 月より委託。
小型電子機器 (資源回収場所・本庁)	日本磁力選鉱(株)	北九州市若松区 エコタウン内	使用済み小型電子機器の再生処理を行う。 平成 25 年 8 月より引渡し契約開始。 パソコンは平成 30 年 4 月より引渡し契約開始。
古着 (資源回収場所のみ)	(有)綜合福祉会	直方市	古着のリサイクルを行う。 平成 26 年 10 月より実証実験。 平成 27 年 4 月より委託。

焼却灰	UBE 三菱セメント 株式会社	北九州市 荊田町	北九州市清掃工場にて焼却後の焼却灰についてセメント原料として資源化処理を委託。 平成 26 年 4 月より委託。
-----	--------------------	-------------	---

(5) 一般廃棄物の処理施設整備に関する事項

施設の名称	対象とする 一般廃棄物	施設等の仕様 (形状・形式・能力・数量等)	設置 主体	備考
直方市可燃物中継所 (廃棄物運搬中継・中間処理施設)	a. もやせるごみ b. 粗大ごみ (可燃)	平成 13 年 4 月より共用開始焼却・最終処分は北九州市へ委託 処理能力:113t/日 コンパクター・コンテナ方式 (主な仕様) ●ごみ計量機 ロードセル式×2 基 最大秤量:30t ●受入ホッパ 容積 136 m ³ 1 基 ●ごみ供給装置 2 基 ●破碎機 二軸剪断式 処理能力 2t/5h 1 基 供給・排出コンベア ●コンパクタ 二枚蓋板着脱方式 処理能力 62t/h 1 基 ●コンテナ クローズドコンテナ 11 台 容積 18 m ³ ●集塵・脱臭装置 集塵装置オートロールフィルタ 1 基 送風機 ターボファン 1 基 脱臭塔 活性炭吸着式 1 基 各処理風量 466 m ³ /h	直方市	旧直方市清掃工場(焼却施設)は、平成 11 年 3 月に閉鎖・解体し、現施設に更新。 平成 29 年度より施設の運転管理を委託開始。
直方市不燃物中継所	c. もやせないごみ d. カン・ビン e. 粗大ごみ (不燃) f. あきかん(資源回収) g. 無色あきびん h. 茶色あきびん i. その他の色あきびん j. ペットボトル k. 台所用小金属 l. 刈草・剪定枝・廃木材 m. コード類	平成 9 年 11 月、最終処分場閉鎖後に引き続き供用開始 最終処分は、北九州市へ委託 (主な仕様) ●ごみ計量機 ロードセル式 1 基 最大秤量:30t ●重機等 ショベルローダー 1 台 (バケット容量 1.9 m ³) バックホー 1 台 (バケット容量 0.7 m ³) ●ストックヤード ①もやせないごみ ②カン・ビン ③あきかん(資源回収) ④無色あきびん ⑤茶色あきびん ⑥その他の色あきびん ⑦ペットボトル ⑧台所用小金属 ⑨金属類 ⑩コード類 刈草・剪定枝・廃木材については、保管後、民間業者による引取り 粗大ごみ(不燃)については、保管後、北九州市へ運搬	直方市	平成 9 年 11 月に最終処分場を閉鎖。埋立を行わない中継所として引き続き稼働する。平成 29 年度より施設の運転管理を委託開始。

直方市汚泥再生処理センター	m.し尿 n.浄化槽汚泥	令和3年8月より供用開始 (主な仕様) 高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式 処理能力:113 kℓ/日	直方市	
直方頓野住宅団地汚水処理場	o.し尿、家庭雑排水	昭和52年4月より供用開始 (主な仕様) 標準活性汚泥法＋濃縮・脱水 処理能力:1,800 m³/日	直方市	

9.生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

処理方式		処理区域	人口等（人）
合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等		市内全域	19,478
コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等		頓野住宅団地	1,878
下水道で処理する区域及び人口等		市内一部	21,114
その他	農業集落排水	1,504	1,507

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 再資源化計画

直方市汚泥再生処理センターにて助燃剤への再資源化処理を行う。

② 収集運搬計画

区分	収集・運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	34,508 kℓ	市内全域	毎月1回	戸別
汚泥	13,805 kℓ		随時	
合計	48,313 kℓ			

③ 中間処理計画

施設概要

施設名	所在地	処理方式	公称能力
直方市汚泥再生処理センター	知古189-1	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式	113 kℓ/日

廃棄物の搬入量

区分	委託	許可	合計
し尿	34,508 kℓ		34,508 kℓ
浄化槽汚泥		13,805 kℓ	13,805 kℓ

※搬入量は過去1年分の実績を勘案し計上

排出される汚泥量及び処分方法

区分	汚泥	処分方法
直方市汚泥再生処理センター	1,004t	北九州市：助燃剤として焼却

※令和6年4月から令和7年3月までの実績値（1,014 t）に伸び率（0.99）を乗じて算出。

④ その他

住民に対する広報・啓発活動

● 生活排水対策のための啓発等

河川清掃活動や絵画展の開催などにより河川環境や水質の保全に対する意識向上を図る。

- 公共下水道への接続による水洗化の促進

処理区域内で未接続となっている家庭等に対しては、水洗化等排水設備工事費補助金などの補助事業を通じて下水道接続を働きかけ、水洗化の促進を図る。

- 合併処理浄化槽の促進

公共下水道認可区域、農業集落排水区域、コミュニティ・プラントそれぞれの区域外に対しては、合併処理浄化槽設置整備補助金を活用して普及促進を進めていく。特に既存住宅における汲取り便槽や単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図るため、補助の上乗せ制度を活用して公共用水域の保全を図る。